

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年12月24日(金)17時30分～18時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

高速炉サイクル研究開発センター燃料材料開発部 次長 他11名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から令和3年9月24日付けで申請のあった、大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請書(以下「申請書」という。)について、提出資料に基づき説明を受けた。また、以下の点について申請書を補正する予定としている旨の説明があった。

- 今後、照射燃料試験施設の廃液処理装置及び廃液輸送管を必要とする放射性廃液は発生しないことから、照射燃料試験施設における当該廃液以外の廃液は、既許可の設備により処理すること。
- 照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設のグローブボックス、セルにおいて核燃料物質等の使用を終了することから、当該グローブボックス、セルが核燃料物質による汚染がないことを確認した方法。

(2) なお、申請内容に含まれる、固体廃棄物前処理施設の排気筒のヨウ素モニタ及びガスモニタの廃止については、廃止することの妥当性を再度検討する旨の説明があった。

(3) 原子力規制庁からは、説明については了解した旨を伝えた。

#### 6. 提出資料

- 日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請について(照射燃料試験施設における核燃料物質の使用等の終了に関する記載の見直し等)

- 日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請について(照射材料試験施設における核燃料物質の使用等の終了に関する記載の見直し等)
- 日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について(固体廃棄物前処理施設)